

募集中!

令和6年度

医療・福祉関連機器開発支援補助金

本補助金は、福岡県内に本社を有し、新たに医療・福祉関連市場への参入を目指す中小企業、又は既に当該分野に参入しており、更なる新製品の開発あるいは既存製品の高度化のための改良を目指す中小企業の支援を目的としています。

医療・福祉関連機器 開発補助金

募集終了しました

上

300万円 150万円

※補助対象経費の1/2を補助

採択件数 3件程度

医療・福祉関連機器 製品化調査試験補助金

<補助金額>

上限額

50万円以下

※補助対象経費の1/2を補助

採択件数 4件程度

※補助金の詳細は裏面をご覧ください。

※補助金の内容は予告なく変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

公募説明会を 令和6年4月11日(木)に開催します

募集期間

令和6年4月1日 募集開始

令和6年4月1日に飯塚研究開発機構ホームページ上に応募申請書様式をアップロードします。

※飯塚研究開発機構ホームページ <http://www.cird.or.jp/>

応募方法

飯塚研究開発機構ホームページから応募申請書様式をダウンロードしていただき、必要事項を記入して、必要書類を添付の上、ご提出ください。(郵送または持参)

※飯塚研究開発機構ホームページ <http://www.cird.or.jp/>

対象

以下の要件を満たす中小企業者であること。

- (1) 福岡県内に本社を有し、かつ県内の開発拠点で補助事業を実施する中小企業者。または、飯塚市内の開発拠点で補助事業を実施する中小企業者。
- (2) 医療・福祉機器分野への参入を目指す中小企業者、又は現在既に医療・福祉機器分野へ参入しており、更なる製品の高度化、技術の高度化を目指す中小企業者。

お問い合わせ

公益財団法人飯塚研究開発機構 ☎820-8517 福岡県飯塚市川津680番地41

TEL. 0948-26-1606 (テクニカルコーディネーター直通)

TEL. 0948-21-1156 (研究開発部)

メール. kenkyu@cird.or.jp URL. <http://www.cird.or.jp/>

医療・福祉関連機器開発支援補助金 募集要項

補助金の概要

医療・福祉関連機器開発補助金

医療・福祉関連機器製品の開発及びこれら製品の生産に資する関連技術の開発・高度化に必要な経費の一部、又は既存製品の機能高度化のための改良、応用展開のための改良に必要な経費の一部を補助します

(対象事業例)

- ① 医療・福祉関連機器の製品開発
- ② 医療・福祉関連機器の生産に資する要素技術の開発・高度化
- ③ 医療・福祉関連の既存製品の機能高度化及び応用展開のための改良

本補助金を活用した企業は、福岡県が出展する医療・福祉関連展示会に優先的に出展することができます
※出展には一部経費負担や条件があります

医療・福祉関連機器製品化調査試験補助金

医療・福祉関連機器の製品化に向けた試作及び要素技術の可能性調査に必要な経費の一部を補助します

(対象事業例)

- ① 医療・福祉関連機器の製品化に向けた試作
- ② 医療・福祉関連機器の製品化に向けた要素技術の可能性調査

本補助金を活用した企業は、次年度以降の医療・福祉関連機器開発補助金への審査で加点されます

○飯塚市内に住所を有する企業による提案、飯塚地域4医療機関(総合せき損センター、飯塚病院、飯塚市立病院、飯塚嘉穂病院)と共同研究を行う提案は審査で加点されます。

	補助金額	補助対象経費	補助率	補助事業期間	申請期間	採択件数
医療・福祉関連機器開発補助金	150万円以上 50万円以下	①機械装置費 ②消耗品費 ③旅費 ④外注費 ⑤委託研究費 ⑥直接人件費 ⑦その他経費 ⑧製品評価(※)	①～⑦： 50%	交付決定日～ 1月31日迄	令和6年 4月1日から 5月24日16時迄 (必着)	3件程度
医療・福祉関連機器製品化調査試験補助金	50万円以下		⑧： 100%		令和6年 4月1日から 11月30日迄	4件程度

R6募集終了

対象

※⑧は飯塚地域4医療機関等に依頼する製品評価に要する経費。詳細は事務局にお問い合わせください。

以下の要件を満たす中小企業者であること

- (1) 福岡県内に本社を有し、かつ県内の開発拠点で補助事業を実施する中小企業者、又は飯塚市内の開発拠点で補助事業を実施する中小企業者
- (2) 医療・福祉機器分野への参入を目指す中小企業者、又は現在既に医療・福祉機器分野へ参入しており、更なる製品の高度化、技術の高度化を目指す中小企業者

※「中小企業」とは(表1)に示す資本金基準と従業員基準のいずれかを満たす企業であって、みなし大企業(注2)に該当しないものをいう。

(表1) 中小企業者として本事業の対象となる基準

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 資本金の額又は 出資の総額	従業員基準 常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業(下記3業種を除く)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業及び情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

(注1) 常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まない

(注2) 『みなし大企業の定義』

- ・発行済み株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・発行済み株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人

応募方法

- ・ 交付要綱をご確認の上、申請書一式を持参または郵送にて提出してください。
- ・ 交付要綱および申請書様式は飯塚研究開発機構のホームページからダウンロードできます。
<http://www.cird.or.jp/hojo.html>

選考方法

- ・ 申請書一式を受理した後、審査により採択案件を決定します。